

補助金概要調書

補助金名	重要文化財後藤家住宅管理事業補助金			
所管部課	教育委員会文化課 (TEL 23 - 5438(直通) E-mail:bunka@yonago-city.jp)			
補助対象者	重要文化財後藤家住宅所有者 後藤朗知			
補助開始年度	昭和57年度			
交付目的	文化財建造物の維持管理を図るため、所有者が行なう建物の修繕、防火施設の保守点検等に対し、補助金を交付する。			
補助金額と過去の補助実績()は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	86千円 (86)千円	86千円 (86)千円	235千円 (235)千円	234千円 (234)千円
補助事業の内容	後藤家住宅は、造船、廻船業を営んだ当地屈指の商家建物であり、江戸中期の主屋をはじめ、一番蔵、二番蔵、味噌蔵、茶室、宅地等が重要文化財に指定されている。文化財建造物の維持管理を図るため、建物の修繕、防火施設の保守点検を行なう。			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費		1,173千円	
	内補助対象経費		1,173千円	
	補助対象経費の内訳		防火施設点検管理 屋内外消火栓設備 29千円 自動火災報知設備 37千円 避雷針・蓄電池設備 65千円 消費税 6千円 一番蔵毀損箇所修理工事 1,036千円	
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方		補助対象経費の1/4を限度とし、予算の範囲内。	
	限度額		無	
補助金の財源等	市単独	一般財源 特定財源 ()		
	国県等 協調	直接補助	国 / 県 1/2 市 1/4 その他() /	
		間接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	名勝庭園の維持管理 文化財保護は、所有者の理解と愛護意識があってはじめて可能になるものである。所有者が行なう維持管理にかかる負担は経費的にも精神的にも多大なものがあり、負担を軽減すると共に、官民一体となって取組む姿勢を明示することにより、文化財の保存活用をより効果的に進めることができる。			
終期の設定 (例外を適用する場合にはその理由等)	非設定(事由:重要文化財建造物の維持管理に支障をきたすため)			
その他参考事項 (過去の見直しの経過等)				